

## 令和8年度（2026年度）八王子市再生可能エネルギー利用機器等設置費補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、八王子市地球温暖化対策地域推進計画に基づく再生可能エネルギーの普及拡大を目的として、再生可能エネルギー利用機器等（以下「機器」という。）の導入促進を図るとともに、地域経済の活性化を促進するために、市内の住宅または事業所に機器を設置する者に対して、市が予算の範囲内において交付する補助金について、「補助金等の交付の手続等に関する規則」（昭和35年八王子市規則19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人

(2) 中小企業者等 次に掲げるものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合

ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

エ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

オ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

カ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条に規定する宗教法人

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する認可地縁団体その他これに準ずる団体

ク マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合

ケ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定するNPO法人など公益的な活動を行う法人等

コ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する一般社団法人等

サ その他公益的な活動を行う法人であって、市長が特に必要と認めるもの。

(3) 事業所 中小企業者等がその事業を行う場所及び事務所をいう。

(4) 住宅 人の居住の用に供される建築物のことをいう。

(5) 新築

新たに建設された住宅または事業所で、まだ人の居住の用に供したことがない住宅及び、建築後に一度も事業活動の用途に供したことがない事業所（建設工事の完了の日から起算して一年を経過したものを除く。なお、事業所は居住目的ではなく、業務目的で使用されるものとする。）をいう。

(6) ソーラーカーポート等

柱と屋根で構成された簡易的な建築物に太陽光パネルを搭載したものをいう。

(7) 特例許可

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第64条に規定する「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」における特例許可をいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める者とする。

(1) 個人

市内に住民登録があり、または実績報告時までに市内に住民登録をする予定があり、次に掲げる要件のいずれかに該当する個人。

ア 市内の新築でない住宅に機器を設置しようとする個人。

イ 市内に特例許可を受けたソーラーカーポート等を設置しようとする個人

(2) 中小企業者等

市内に事業所を有し、または実績報告時までに市内に事業所を有する予定があり、次に掲げる要件のいずれかに該当する中小企業者等。

ア 市内の新築でない住宅または新築でない事業所に機器を設置しようとする中小企業者等。

イ 市内に特例許可を受けたソーラーカーポート等を設置しようとする中小企業者等。

2 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1)個人及び中小企業者等

ア 市内に事業所を有する事業者（以下「市内事業者」という。）から機器を購入することまたは機器の施工等を行うこと。

イ 住宅または事業所の販売および売電による利益を主たる目的としていないこと。

ウ 八王子市暴力団排除条例（平成23年12月15日条例23号）第2条に規定する者でないこと

エ 申請機器の導入による温室効果ガス削減効果に関する環境価値を市へ譲渡し、市が実施する事業に活用することに同意すること。

オ 交付申請書に含まれる個人情報のうち、環境価値取得に必要となる情報を、市と連携するJ-クレジット事業実施団体等に提供することに同意すること。

(2)個人

実績報告時に市内に住民登録があること。

(3)中小企業者等（個人で事業を営むもの及び第2条第2号キ、クを除く中小企業者等に限る）

ア 実績報告時に個人で事業を営むものは市内に住民登録があること。個人で事業を営むもの以外は、実績報告時に市内に事業所を有していること。

イ 市が実施している企業向けの省エネ対策事業である「八王子省エネカンパニー」に既に登録していることまたは実績報告時に登録すること。

（補助対象機器、用途、要件及び補助金の額）

第4条 補助金の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）、要件及び当該機器等に係る補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。また、太陽光発電システムと同時に別表2に定める機器を設置する場合、同表のとおり補助金の額を増額する。

2 補助金の交付額と国、都またはその関連団体による補助金または助成金等の額の合計が次条

に定める補助対象経費を超えない範囲において交付する。

- 3 太陽光発電システムの更新・増設についても補助の対象とする。更新・増設に係る補助対象の詳細は別表3に定めるとおりとする。
- 4 太陽熱利用システム、木質ペレットストーブの更新・増設についても補助の対象とする。

#### （補助対象の経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器の購入及び設置工事に関する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。なお、リース契約、PPA契約等、補助対象者が補助対象機器を購入しない場合は対象としない。

#### （補助の制限）

- 第6条 補助の交付は予算の範囲内において行うものとする。ただし、木質ペレットストーブの補助については、予算の範囲内において3件分、特例許可を受けたソーラーカーポート等の補助については予算の範囲内において2件分を別枠として扱う。なお、木質ペレットストーブの申請件数が3件、特例許可を受けたソーラーカーポート等の補助件数が2件を超える場合は、予算の範囲内において執行できるものとする。
- 2 補助金の申請は、同一年度内において、1個人または1事業者あたり、1機器につき1申請に限るものとする。

#### （補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、機器等の設置及び施工前に、再生可能エネルギー利用機器等設置費補助金交付申請書（第1号様式）にその他必要と認める書類を添えて市長に提出する。

#### （手続代行者）

- 第8条 申請者は、補助金の交付に係る事務等の手続を第三者に代行させることができる。
- 2 申請者は、事務手続を代行させるときは、再生可能エネルギー利用機器等設置費補助金に係る書類等に手続代行者の氏名、住所等を記載しなければならない。
  - 3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の氏名または名称及び不正の内容を公表し、手続の代行を認めないことができる。

#### （交付の決定及び通知）

- 第9条 市長は、第7条または前条により申請を受けた際はその内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。
- 2 前項に定める審査等の結果、補助金を交付することを決定したときは再生可能エネルギー利用機器等設置費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないことを決定したときは再生可能エネルギー利用機器等設置費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更・中止等)

- 第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その内容を変更（軽微なものを除く）または中止するときは、速やかに、再生可能エネルギー利用機器等設置費補助金内容変更・中止申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。なお、内容変更の場合、変更内容が確認できるものを添付することとし、補助金額の増額変更は認めない。
- 2 市長は、前項に定める変更・中止の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い変更・中止を承認したときは、再生可能エネルギー利用機器等設置費補助金内容変更・中止承認通知書（第5号様式）により、補助決定者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の交付)

- 第11条 補助決定者は、補助対象機器の設置が完了したときは、再生可能エネルギー利用機器等設置費補助金実績報告書兼請求書（第6号様式）に必要書類を添えて、完了日から起算して1月以内または令和9年（2027年）3月15日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、令和9年（2027年）3月15日までの期限内において、1月間に限って延長することができる。
- 2 市長は、前項の規定により実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い、補助金の交付額を確定し、再生可能エネルギー利用機器等設置費補助金交付額確定通知書（第7号様式）により補助決定者に通知のうえ、補助金の交付を行う。

(交付決定の取消し等)

- 第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
- (1) この要綱の規定に違反したとき。
  - (2) 偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (4) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
  - (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、前項に定める各号のいずれかに該当すると認め、交付決定を取り消すことを決定したときは、再生可能エネルギー利用機器等設置費補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

(管理)

- 第13条 補助金を受給した者は、善良な管理者の注意をもって機器を管理し、建物等における使用に充てるよう努めなければならない。
- 2 機器の利用にあたっては、近隣の住民等の迷惑にならないよう配慮し、苦情があった場合は、誠実に対応しなければならない。

(調査)

第14条 市長は、補助金交付事務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、申請者、補助決定者または補助金を受給した者に対し報告を求め、現地調査等を行うことができる。

(協力の要請)

第15条 市長は、補助金を受給した者に対して、機器に関するアンケート等についての協力を求めることができる。

(補助金の返還等)

第16条 市長は、補助金を受給した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その交付を受けた補助金を返還させることができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽または不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(見直し)

第17条 この補助事業は、補助金制度見直し方針に基づき見直しを行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年(2026年)4月8日から施行する。

別表1 (第4条関係)

補助対象機器	要件	補助金額
太陽光発電システム	JPEA代行申請センターのJP-AC太陽光パネル型式登録リストに登録されている太陽電池モジュールであり、かつ登録種別がA登録で登録されているもの。	10,000円に当該補助対象機器の最大キロワットを乗じて得た額(ただし、100,000円を限度とする。)
(ソーラーカーポート等)		特例許可を受けたソーラーカーポート等は30,000円に当該補助対象機器の最大キロワットを乗じて得た額(ただし、150,000円を限度とする。)

太陽熱利用システム	自然循環式太陽熱温水器または強制循環式太陽熱温水器、もしくは空気集熱式ソーラーシステム。ただし、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたもの（集合住宅に設置する場合には、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定に準じた性能を持つものとして市長が認めるもの）であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然循環式は補助対象経費の1/2の額（ただし、50,000円を限度とする。）</li> <li>・強制循環式・空気集熱式は補助対象経費の1/2の額（ただし、100,000円を限度とする。）</li> </ul>
木質ペレットストーブ	木質ペレット（木材を粉碎したおが粉等を円筒形状に固めたもの）のみを燃料として使用する設計及び仕様である暖房機器であること。	補助対象経費の1/2の額（ただし、100,000円を限度とする。）

備考

- 1 機器は、全て未使用品且つ購入品であること。
- 2 設置にあたっては、建築基準法その他関係法令を遵守すること。
- 3 太陽光発電システムについては、最大出力キロワットの小数点以下2桁未満を切り捨てて、補助金額を計算する。
- 4 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表2（第4条関係）

機 器	要件	増額する額
リチウムイオン蓄電池システム	○一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」において登録しており、登録されている蓄電容量が3kWh以上のもの。	30,000円

別表3（第4条関係）

増設・更新機器種別		補助の可否
太陽光発電システム関係	太陽光パネル単体	○
	パワーコンディショナー単体	×
	蓄電池単体	×
	太陽光パネル+パワーコンディショナー	○
	太陽光パネル+蓄電池	○
	パワーコンディショナー+蓄電池	×
	太陽光パネル+パワーコンディショナー+蓄電池	○
太陽熱利用システム（自然循環式）		○
太陽熱利用システム（強制循環式・空気集熱式）		○
木質ペレットストーブ		○

## 備考

補助額は新規設置の場合と同様とする。ただし、太陽光発電システム関係は、増設前の発電出力（太陽光パネル及びパワーコンディショナーの出力のうち小さい方）と増設後の発電出力の差で増加分に対し、1kWあたり1万円の補助を行うものとする。